

「2015年版訪問看護関連報酬・請求ガイド(初版・第1版)」の補足・訂正について

厚生労働省から疑義解釈や訂正通知が発出されています。下記のとおり、本ガイドの誤字も含め訂正させていただきます。ご購入いただいた皆様にはお手をかけて申し訳ございません。ご確認くださいませますようお願いいたします。

【介護保険】

P17 2) 訪問看護費の基本単位

表中 ハ 指定定期巡回型・随時対応型訪問介護看護事業所 ⇒巡回型の型を削除

P41 看護小規模多機能型居宅介護費

表の下2つ目の○の文章

- ・誤字訂正：同一建物に居住する利用者にはの減算となる。
- ・追加⇒※同一建物とは、構造上の同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）をいう。

P70 [参考] 3 訪問看護費

下段の支給限度額管理の対象外の算定項目に「サービス提供体制強化加算」を追加

【医療保険】

P56 1) 機能強化型訪問看護ステーションの管理療養費の表

ホ 居宅介護支援事業を行うことができる体制整備	同一敷地内に居宅介護支援事業所が設置され、かつ、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画の作成が必要な利用者のうち、特に医療的管理が必要な利用者1割程度についてサービス計画を作成していること
-------------------------	---

【訂正後】

ホ 居宅介護支援事業を行うことができる体制整備	訪問看護事業所と同一敷地内に居宅介護支援事業所が設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護（予防）サービス計画の作成が必要な利用者のうち、特に医療的管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護（予防）サービス計画を作成していること
-------------------------	--